

貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について

貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について、下記のとおり制定する。

平成21年9月30日

九州運輸局長 福本 啓二

記

1 通則

- (1) 一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）に対する行政処分（以下単に「行政処分」という。）の種類は、軽微なものから順に、自動車その他の輸送施設の使用停止処分（以下「自動車等の使用停止処分」という。）、事業の全部又は一部の停止処分（以下「事業停止処分」という。）及び許可の取消処分とする。なお、これに至らないものは、軽微なものから順に、口頭注意、勧告、警告とし、行政処分とこれらを合わせたものを「行政処分等」という。
- (2) 行政処分等を行うべき違反行為は、別に定める。
- (3) 違反行為を行った事業者（以下「違反事業者」という。）に対し行政処分等を行う場合において、当該違反行為に係る営業所（(4)及び(7)に該当する営業所を含む。以下「違反営業所」という。）の事業用自動車の移動等が行われた場合の当該違反行為は、次により取り扱うものとする。
 - ① 当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、違反営業所に所属する事業用自動車（一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業（以下「運送事業」という。）に係るものに限る。以下同じ。）を当該事業者の他の営業所に移動し、違反営業所の事業用自動車の数を減少させている場合（違反営業所が廃止された場合を含む。）は、違反営業所（廃止されたものを除く。）及び事業用自動車の移動先営業所に係るものとして取り扱うものとする。
 - ② 違反営業所が廃止された場合（①に該当する場合を除く。）は、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。
 - イ 当該廃止された営業所（以下「廃止営業所」という。）と同一の運輸支局が管轄する区域（以下「支局区域」という。）に所在する営業所のうち廃止営業所に最寄りのもの
 - ロ 廃止営業所と同一の九州運輸局（以下「本局」という。）の管轄区域（以下単に「管轄区域」という。）に所在する営業所のうち廃止営業所に最寄りのもの（イに該当する営業所がない場合に限る。）
 - ハ 廃止営業所に最寄りの営業所（イ又はロに該当する営業所がない場合に限る。）

る。)

(4) 違反事業者に対し行政処分等を行う場合において、当該違反行為が営業所以外の事務所（以下単に「事務所」という。）に係るものにあつては、当該事務所に営業所を併設しているときは、その営業所に係る違反行為として、当該事務所に営業所を併設していないときは、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

① 事務所と同一の支局区域に所在する営業所のうち当該事務所に最寄りのもの

② 事務所と同一の管轄区域に所在する営業所のうち当該事務所に最寄りのもの
(①に該当する営業所がない場合に限る。)

③ 当該事務所に最寄りの営業所（①又は②に該当する営業所がない場合に限る。)

(5) 行政処分等については、必要に応じて、本局に置く貨物自動車運送事業関係行政処分審査委員会の議に付すものとする。

(6) 行政処分等（許可の取消処分を除く。）を行う場合は、原則として事業者を運輸支局又は本局に呼び出して事業の改善について指導するとともに、その状況について、行政処分等の日から3月以内に報告を行うよう措置するものとする。

(7) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）第16条若しくは第24条の3又は貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号。以下「安全規則」という。）第10条第7項の規定に違反した事業者に対し行政処分等を行う場合において、主たる事務所に営業所を併設しているときは、その営業所に係るものとして、主たる事務所に営業所を併設していないときは、(4) ①から③までに掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

(8) 違反事業者が当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、当該違反事業者が法人の合併又は相続があつた場合、当該違反事業者の違反行為は、合併後の法人又は相続人が行ったものとして行政処分等を行う。

(9) 違反事業者が当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡（譲受人の譲り受けた運送事業が譲渡人の譲り渡した運送事業と継続性及び同一性を有すると認められるものに限る。3(6)及び6(2)②において同じ。）により、当該違反事業者の違反営業所に係る運送事業の全部又は一部の承継があつた場合、当該違反行為は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人（これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。）の、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

①違反事業者については、違反営業所。この場合において、当該違反事業者が違反営業所が残っていないときは、当該違反事業者に対しては、(3) ②の例にならって取り扱うものとする。

②違反事業者から分割により承継した法人又は譲受人については、違反事業者の違反営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継して営業する営業所

2 処分日車数制度

(1) 行政処分を行うべき違反行為については、5(7)から(12)までのほか、別

に定める基準により、日車数を決定するものとする。

(2) 行政処分を行うべき違反営業所又は1(3)から(9)までの規定により違反行為があったものとして取り扱われる営業所(以下「違反営業所等」という。)には、(1)により違反行為ごとに決定される日車数を合計して得られる日車数(当該合計日車数が5の整数倍以外となる場合にあっては、当該合計日車数を5の整数倍に切り上げた日車数。以下「処分日車数」という。)を付すものとする。ただし、処分日車数の算出において、次の各号ごとに日車数が最も大きい違反行為以外の違反行為に係る日車数については、2分の1を乗じた上で算出するものとする。

- ① 法第17条第2項に係る違反行為
- ② 法第22条の2に係る違反行為
- ③ 安全規則第10条第1項に係る違反行為
- ④ ①から③までの違反行為以外の違反行為

(3) 最高速度違反行為その他の別に定める違反行為については、(2)の規定にかかわらず、別途個別に処分するものとする。

3 違反点数制度

(1) 2(2)及び(3)による処分日車数10日車までごとに1点とする違反点数を付すものとする。

(2) (1)により営業所に付された違反点数は、事業者ごとに、管轄区域単位で累計し、本局において管理を行うものとする。

(3) (2)による累計期間は3年間とし、行政処分を行った日から3年を経過する日をもって当該違反点数は消滅するものとする。ただし、行政処分を受けた営業所が、次の①から④までのいずれにも該当する場合にあっては、当該行政処分を行った日から2年を経過する日をもって、当該違反点数は消滅するものとする。

- ① 当該行政処分を行った日以前の2年間において行政処分を受けていない、又は当該行政処分に係る違反行為を行った日において全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が行う安全性評価事業による安全性優良事業所に認定されていること。
- ② 当該行政処分に係る所要の措置が履行されており、当該行政処分を行った日から2年間、行政処分を受けていないこと。
- ③ 当該行政処分を行った日から2年間、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条第3号に規定する事故(事業者の運転者が第一当事者と推定されるものに限る。)を引き起こしていないこと。
- ④ 当該行政処分を行った日から2年間、過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は救護義務違反がないこと。

(4) 行政処分を受けた営業所の廃止があったときは、当該事業者については、(3)ただし書の規定は、適用しない。

(5) 事業者たる法人の合併又は事業者の相続があった場合、合併前の法人又は被相

続人に付されていた違反点数は、(3)の規定により消滅するまでの間、合併後の法人又は相続人に付されているものとする。

- (6) 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡により、運送事業の全部又は一部の承継があった場合、分割前の法人又は譲渡人に付されていた違反点数は、(3)の規定により消滅するまでの間、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人（これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。）に付されているものとする。この場合において、これらの者に行政処分を受けた営業所の廃止があり、又はこれらの者が行政処分を受けた営業所を承継していないときは、当該事業者については、(3)ただし書の規定は、適用しない。

4 自動車等の使用停止処分

- (1) 自動車等の使用停止処分は、原則として、違反営業所等に所属する事業用自動車について、6月以内の期間を定めて使用の停止を行うものとする。ただし、事業停止処分又は許可の取消処分を行う場合は、自動車等の使用停止処分は行わないものとする。
- (2) 自動車等の使用停止処分の対象とする事業用自動車の数（以下「処分車両数」という。）は、処分日車数及び違反営業所等に所属する事業用自動車の数に応じ、次の表のとおりとする。

なお、処分車両数の算出において、けん引車及び被けん引車については、合計して1両と算出した上で算入するものとする。

処分日車数	所属する事業用自動車の数				
	1両 ～10両	11両 ～30両	31両 ～60両	61両 ～100両	101両～
～ 30日車	1両	1両	1両	1両	1両
31～ 60日車	1両	2両	2両	3両	3両
61～100日車	1両	2両	3両	5両	5両
101～300日車	2両	3両	5両	8両	10両
301日車～	3両	3両	5両	10両	15両

(注) この表に定める処分車両数を上回る車両数を処分車両数とすることが適切であると認められる場合は、(3)により算出される期間が10日以上となる範囲で、この表に定める処分車両数を上回る処分車両数を決定するものとする。

- (3) 自動車等の使用停止処分を行う期間は、処分日車数を(2)による処分車両数で除して得た整数の日数とする。この場合において、処分日車数に余りが生じたときは、自動車等の使用停止処分の対象とする事業用自動車のうち1両について、当該余りに相当する日車数の使用停止をさらに行うものとする。
- (4) 自動車等の使用停止処分を行うときは、当該事業用自動車の自動車検査証の返納及び自動車登録番号標の領置を併せて行うものとする。ただし、自動車登録番号標の領置が特に困難であると認められる場合は、総走行距離計による確認又は

臨店による監視その他事業用自動車の使用の停止を確認するための適切な措置をもってこれに代えることができるものとする。

5 事業停止処分

- (1) 事業停止処分を行う場合及び事業停止処分の対象とする営業所（以下「処分対象営業所」という。）は、原則として、次の表のとおりとする。ただし、許可の取消処分を行う場合は、事業停止処分は行わないものとする。

	事業停止処分を行う場合	処分対象営業所
①	一の管轄区域に係る違反点数の累計（以下「累積点数」という。）が30点以下の事業者について、違反営業所等に270日車以上の処分日車数を付された場合	当該違反営業所等
②	一の管轄区域に係る累積点数が31点以上の事業者について、違反営業所等に180日車以上の処分日車数を付された場合	当該違反営業所等
③	違反点数の付与により、一の管轄区域に係る累積点数が51点以上となった場合	当該違反営業所等の所在する管轄区域内の全ての営業所（①及び②の処分対象営業所を除く。）

(注1) ①及び②の事業停止処分については、法第17条第1項から第3項まで、第18条第1項並びに第22条第2項及び第3項による違反行為に係る日車数の和とこれら以外の違反行為に係る日車数の和を比べ、そのいずれかが、①又は②の基準を満たした場合に発動するものとする。

(注2) 同一管轄区域内の営業所に係る③の事業停止処分の2回目以後の発動については、前回の③の発動の後に付された当該管轄区域内の違反点数の累計が51点以上となる場合に限るものとする。

- (2) (1)の表①から③までの営業所の事業停止処分の期間（以下「事業停止期間」という。）は、処分日車数に応じ、次の表のとおりとする。

	処分日車数				
	175日車 以下	180日車 ～ 265日車	270日車 ～ 355日車	360日車 ～ 495日車	500日車 以上
①の営業所	—		3日	7日	14日
②の営業所	—	3日	7日	14日	—
③の営業所	3日				

- (3) 処分対象営業所は、事業停止期間中、当該営業所に所属するすべての事業用自動車について使用の停止を行うほか、当該営業所に係る関係行為を停止させるものとする。

- (4) 事業停止処分を行うときは、処分対象営業所に所属するすべての事業用自動車

について、自動車検査証の返納及び自動車登録番号標の領置を併せて行うものとする。この場合においては、4（4）ただし書の規定を準用する。

- (5) 処分日車数から、事業停止期間の日数に処分対象営業所に所属する事業用自動車の数（4（2）なお書部分を準用する。）を乗じて得た日車数を減じてなお余りがある場合は、4（1）ただし書の規定にかかわらず、事業停止処分と併せて、余った日車数に相当する自動車等の使用停止処분을4（2）から（4）までの規定に準じて行うものとする。
- (6) (1) から（5）までの規定により事業停止処分を行うことが、住民生活又は経済活動に著しい支障を及ぼすと認められる場合は、これらの規定にかかわらず、必要最小限の事業用自動車に限り使用を認めることができる。この場合においては、4（1）ただし書の規定にかかわらず、別途、事業停止期間に使用を認めた事業用自動車の数を乗じて得た日車数に相当する自動車等の使用停止処분을4（2）から（4）までの規定に準じて行うものとする。
- (7) 次の①及び②のいずれにも該当する場合には、違反営業所等に、2の処分日車数による行政処分等のほか、14日間の事業停止処分を付加するものとする。
- ① 事業用自動車の運転者（選任運転者に限らず、事業用自動車を運転した者をいう。以下同じ。）が、酒酔い運転、酒気帯び運転又は薬物等使用運転を行った場合
 - ② 事業者が①の違反行為を命じ、又は容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合
- (8) 次の①及び②のいずれにも該当する場合には、違反営業所等に、2の処分日車数による行政処分等のほか、7日間の事業停止処分を付加するものとする。
- ① 事業用自動車の運転者が、過労運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、過積載運行又は最高速度違反行為を行った場合
 - ② 事業者が①の違反行為を命じ、又は容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合
- (9) 次の①及び②のいずれにも該当する場合（(7)に該当する場合を除く。）には、違反営業所等に、2の処分日車数による行政処分等のほか、7日間の事業停止処分を付加するものとする。
- ① 事業用自動車の運転者が、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転又は救護義務違反を伴う重大事故等（自動車事故報告規則第2条第3号に規定する事故又は20人以上の軽傷者を生じた事故（当該運転者が第一当事者と推定されるものに限る。）をいう。以下同じ。）を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合
 - ② 事業者が①の違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合
- (10) 次の①及び②のいずれにも該当する場合（(8)に該当する場合を除く。）には、違反営業所等に、2の処分日車数による行政処分等のほか、3日間の事業停止処分を付加するものとする。
- ① 事業用自動車の運転者が、過労運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は最高速度違反行為（超過速度が30km/h以上（高速自動車道及び自動車専

用道路においては、40km/h以上)のものに限る。)を伴う重大事故等を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

② 事業者が①の違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合

(11) 次の①及び②のいずれにも該当する場合((9)に該当する場合を除く。)には、違反営業所等に、2の処分日車数による行政処分等のほか、3日間の事業停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、重大事故等を引き起こした場合

② 当該運転者について、「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1365号)の各事項の未遵守が計31件以上あった場合

(12) 次の①及び②のいずれにも該当する場合((7)又は(9)に該当する場合を除く。)には、違反営業所等に、2の処分日車数による行政処分等のほか、3日間の事業停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転又は救護義務違反を行ったとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

② 事業者が①の違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合

(13) (7)から(12)までにおいて「道路交通法通知等」とは、次に掲げるものをいう。

① 道路交通法(昭和35年法律第105号)第22条の2第2項(同法第66条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく協議

② 道路交通法第75条第3項(同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく意見聴取

③ 道路交通法第108条の34の規定に基づく通知

6 許可の取消処分

(1) 許可の取消処分は、原則として、次のいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。

① 事業停止処分を過去2年間に3回受けていた事業者が、5(1)の表①から③までのいずれかに該当することとなった場合

② 違反点数の付与により、一の管轄区域に係る累積点数が81点以上となった場合

③ 自動車等の使用停止処分若しくは事業停止処分又は法第34条第1項の自動車検査証の返納の命令若しくは自動車の登録番号標の領置の命令に違反した場合

④ 次に掲げる命令に従わず行政処分を受けた事業者が、当該行政処分を受けた日から3年以内に同じ命令を受け、かつ、当該命令に従わなかった場合

ア 法第8条第2項に規定する事業計画に従い業務を行うべき命令

イ 法第16条第3項に規定する安全管理規程の変更命令

ウ 法第16条第7項に規定する安全統括管理者の解任命令

エ 法第23条に規定する輸送の安全確保の命令

オ 法第25条第4項に規定する公衆の利便を阻害する行為等の停止の命令

カ 法第26条に規定する事業改善の命令

キ 道路運送法（昭和26年法律第183号）第84条第1項に規定する運送に関する命令

⑤ 法第27条第1項又は第2項の規定に違反して名義を利用させ、又は事業の貸渡し等をし、かつ、反復、計画的なものと認められて行政処分を受けた事業者が、当該行政処分を受けた日から3年以内にさらに当該違反をした場合

⑥ 法第60条第4項の規定に違反して検査の拒否等をして行政処分を受けた事業者が、当該行政処分を受けた日から3年以内にさらに当該違反をした場合

⑦ 法第59条第1項の規定による事業の許可に付した条件（運輸開始の期限に限る。）に違反して運輸の開始を行わず行政処分等を受けた事業者が、当該行政処分等を受けた後も運輸の開始を行わない場合

⑧ 所在不明事業者であって、相当の期間事業を行っていないと認められる場合

⑨ 法第5条各号のいずれかに該当するに至った場合

(2) 次のいずれかに該当する場合の(1)①又は④から⑦までの行政処分歴の取扱いについては、次によるものとする。

① 事業者たる法人の合併又は相続があった場合、合併前の法人又は被相続人が受けた行政処分は、合併後の法人又は相続人が受けたものとして取り扱うものとする。

② 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡により、運送事業の全部又は一部の承継があった場合、分割前の法人又は譲渡人が受けた行政処分は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人（これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。）が受けたものとして取り扱うものとする。

7 行政処分等又は命令の公表

この基準に基づく行政処分等又は法第23条若しくは第26条の規定に基づく命令（以下「安全確保命令等」という。）については、行政処分等又は安全確保命令等を受けた事業者の名称及び処分内容等を別に定める基準により公表するものとする。

8 貨物軽自動車運送事業者に対する行政処分等

(1) 1の規定は、貨物軽自動車運送事業者に対する行政処分等について準用する。

(2) 2の規定は、貨物軽自動車運送事業者に係る処分日車数制度に準用する。

(3) 4(1)及び(4)の規定は、貨物軽自動車運送事業者に対する自動車等の使用停止処分に準用する。ただし、処分日車数における処分車両数及び処分期間の配分の決定は、処分権者が行うものとする。

(4) 貨物軽自動車運送事業者に対する事業停止処分は、(3)により処すべき処分期間が6月を超えることとなった場合又は6(1)③、④若しくは⑥のいずれかに該当することとなった場合に、原則として、当該違反営業所等に対して、6月の

間行うものとする。

(5) 5 (3) 及び (4) の規定は、貨物軽自動車運送事業者に対する事業停止処分について準用する。

(6) (1) から (3) まで及び (5) の規定による準用についての読替えは、次の表のとおりとする。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
1 (1)	一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者	貨物軽自動車運送事業者
	、事業の全部又は一部の停止処分（以下「事業停止処分」という。）及び許可の取消処分	及び事業停止処分
1 (3) ①	一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業	貨物軽自動車運送事業
1 (5)	地方運輸局	運輸支局
4 (1)	事業停止処分又は許可の取消処分	事業停止処分
4 (4)	自動車検査証	自動車検査証（二輪の軽自動車にあつては、軽自動車届出済証）
	自動車登録番号標	車両番号標
5 (4)	自動車検査証の返納及び自動車登録番号標の領置	自動車検査証（二輪の軽自動車にあつては、軽自動車届出済証）の返納及び車両番号標の領置
	4 (4) ただし書	8 (6) の規定により読み替えて適用する 4 (4) ただし書

附則

1 この基準は、平成21年10月1日から施行する。

2 5 (7)、(9) 及び (12) の規定は、この基準の施行後に違反行為があつたものについて適用し、この通達の施行前の違反行為については、これらの規定に相当する従前の平成16年通達の規定により行政処分等を行うものとする。

附則（平成21年11月30日 一部改正）

1 この基準は、平成21年12月1日から施行する。

附則（平成23年3月2日 一部改正）

1 この基準は、平成23年4月1日から施行する。

貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について

貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について、下記のとおり制定する。

平成21年9月30日

九州運輸局長 福本 啓二

記

1(1)この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ①「初回違反」とは、当該違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等がない場合における当該違反をいう。
- ②「再違反」とは、当該違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等を1度受けている場合の当該違反をいう。ただし、過積載による運送の引受けに係る違反行為（以下「過積載違反」という。）の場合は、当該過積載違反を行った日から過去3年以内に同一営業所において過積載違反を1度行っている場合の当該過積載違反をいう。
- ③「累違反」とは、当該違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一違反による行政処分等を2度以上受けている場合の当該違反をいう。ただし、過積載違反の場合は、当該過積載違反を行った日から過去3年以内に同一営業所において過積載違反を2度以上行っている場合の当該過積載違反をいう。

(2)次のいずれかに該当する場合の(1)①から③までにおける営業所の行政処分等の履歴の取扱いについては、次によるものとする。

- ①営業所の合併があった場合、合併前の営業所が受けた行政処分等は、合併後の営業所が受けた行政処分等として取り扱うものとする。
- ②営業所の分割があった場合、分割前の営業所が受けた行政処分等は、当該営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継した営業所それぞれが受けた行政処分等として取り扱うものとする。
- ③事業者たる法人の合併又は相続があった場合、合併前の法人又は被相続人の営業所が受けた行政処分等は、合併後の法人又は相続人の相当する営業所が受けた行政処分等として取り扱うものとする。

④事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡（局長通達 1（9）の「事業の全部若しくは一部の譲渡」をいう。）により、営業所に係る運送事業の全部又は一部の譲渡があった場合、分割前の法人又は譲渡人の営業所（以下この号において「従前営業所」という。）が受けた行政処分等は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人の、従前営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継した営業所それぞれが受けた行政処分等として取り扱うものとする。

2 処分基準 1（2）の規定により行政処分等を行うべき違反行為は、別表に定める違反行為とする。

3 行政処分等を行う場合の違反行為ごとの日車数及び口頭注意、勧告又は警告の区分（以下「日車数等」という。）は、別表に定める基準日車等を基礎として決定する。

4 別表中に累違反の基準日車等の定めがない事項に係る累違反の基準日車等は、初回違反の基準日車等が20日車以上の日車である事項にあつては再違反の基準日車等の2倍の日車として、初回違反の基準日車等が20日車未満の日車、口頭注意、勧告又は警告である事項にあつては再違反と同じ基準日車等として扱う。

5 次に掲げる場合における輸送の安全確保義務違反（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）第17条第1項から第3項まで、第18条第1項又は第22条第2項若しくは第3項の規定に係る違反行為をいう。以下同じ。）の基準日車等については、当該違反行為が初回違反である場合には再違反の基準日車等を、当該違反行為が再違反である場合には累違反の基準日車等をそれぞれ適用するものとする。

① 自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号。以下「報告規則」という。）第2条第3号に規定する事故又は20人以上の軽傷者を生じた事故（当該事故の第一当事者と推定されたものに限る。以下「重大事故等」という。）を引き起こした場合

② 事業用自動車の運転者が過積載運行又は最高速度違反行為を引き起こした場合であつて、事業者が当該違反行為を命じ、又は容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等（局長通達5（13）の「道路交通法通知等」をいう。以下同じ。）があつた場合

③ 事業用自動車の運転者が過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は救護義務違反を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があつた場合

④ 事業用自動車の運転者について、「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成13年国土交通省告示第1365号。以下「乗務時間等告示」という。）の各事項の未遵守が計31件以上あつた

場合

- 6 死傷者を生じた事故を引き起こした場合（当該事故の第一当事者と推定された場合に限る。）の輸送の安全確保義務違反の日車数については、次の表の死傷者数に応じた事故死傷度係数を乗じるものとする。

死傷者数	1以下	1超2以下	2超4以下	4超6以下	6超8以下	8超10以下	10超
係数	1.0	1.1	1.2	1.4	1.6	1.8	2.0

注1. 死傷者数は、死者1名につき1.0、重傷者（自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）第5条第2号又は第3号に掲げる傷害を受けた者をいう。）1名につき0.5、軽傷者1名につき0.2として計算する。

2. 死者とは、事故発生後24時間経過した後に当該事故が原因で死亡が確認された場合も含む。

- 7 次に掲げる輸送の安全確保義務違反については、3から6までの規定による日車数等を加重することができる。

- ① 違反行為若しくはこれを証するものを隠滅し、又は隠滅したと疑うに足りる相当の理由が認められる場合の当該違反行為
- ② 違反行為が過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、救護義務違反、無車検運行その他悪質と認められる行為に係る違反行為
- ③ 社会的に注視される事故又は社会に与える影響が大きい事故（報告規則第2条に規定する事故に限る。）を引き起こした場合において、当該事故の発生と因果関係があると推定される違反行為

- 8 7により日車数等の加重を行う場合は、日車数についてはその2倍を上回らない日車数に、口頭注意については勧告に、勧告については警告に、警告については10日車に加重するものとする。

- 9 輸送の安全確保義務違反（初回違反であり、基準日車等が20日車以下、勧告又は警告とされているものに限る。）については、乗務員に対する輸送の安全に関する訓示及び関係法令の遵守に関する指導の実施状況、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が行う安全性評価事業による安全性優良事業所への認定の有無その他の事実関係から総合的に判断して、違反行為を行った事業者が運行管理及び車両管理を概ね適切に行っていたと認められる場合は、3から6までの規定による日車数等を軽減することができる。

- 10 9により日車数の軽減を行う場合は、日車数（10日車を除く。）については2分の1を下回らない日車数に、10日車については警告に、勧告については口頭注意に、警告については勧告に軽減するものとする。

- 11 複数の過積載違反がある場合の処分日車数の算出においては、これらの違反行為は一の違反行為として扱い、当該違反行為の日車数は、これらの違反行為の日車数の合計とする。
- 12 貨物軽自動車運送事業者に係る違反行為の日車数等の決定については、1から11までの規定を準用する。

附 則

- 1 この基準は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 この基準の施行前の違反行為については、廃止前の平成16年通達に従って行政処分等を行うものとする。
- 3 平成21年12月31日までにに行った監査により確認された運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存に係る違反についての基準日車等の適用については、警告以上とされているものについても、警告とする。

附 則（平成21年11月30日 一部改正）

- 1 この基準は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成23年3月2日 一部改正）

- 1 この基準は、平成23年4月1日から施行する。

6. 行政処分・その他

別表

適用条項	違反行為事項	基準日車等		備考
		初回違反	再違反	
法第8条第1項	事業計画に定めるところに従う義務違反	法第9条第1項、第3項の基準日車等を適用		
第2項	事業計画に従うべき命令違反	60日車	許可の取消し	
法第9条第1項	事業計画変更認可違反			
貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」という。)第2条第1項第2号	営業所の位置(運輸局長が指定する区域外に限る。)の違反	20日車	60日車	
	① 営業所を区域外に設置	10日車	30日車	
	② その他	警告	20日車	
第3号	各営業所に配置する事業用自動車の種別違反	10日車	30日車	
	① 臨時、偶発的なものと認められるもの	警告	20日車	
	② 反復、計画的なものと認められるもの	10日車	30日車	
第4号	自動車車庫の位置及び収容能力違反	20日車	60日車	
	① 営業所との距離	20日車	60日車	
	② 収容能力不足	20日車	60日車	
	③ その他	10日車	30日車	
第5号	乗務員の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力違反	10日車	30日車	
	① 営業所・車庫との距離	10日車	30日車	
	② 収容能力不足	10日車	30日車	
	③ その他	10日車	30日車	
第6号	特別積合せ貨物運送を行うか否かの違反	10日車	30日車	
第7号	貨物自動車利用運送を行うか否かの違反	10日車	30日車	
第2項第1号	特別積合せ貨物運送に係る営業所及び荷扱所の位置(運輸局長が指定する区域外に限る。)の違反	20日車	60日車	
第2号	特別積合せ事業者の営業所、荷扱所の積卸施設違反	10日車	30日車	
	① 取扱能力不足	警告	20日車	
	② その他	10日車	30日車	
第4号	運行系統の違反	10日車	30日車	
第5号	運行系統ごとの運行日並びに最大及び最小の運行回数	10日車	30日車	
第3項第1号	貨物自動車利用運送に係る営業所の位置違反	10日車	30日車	
法第9条第3項前段	事業計画変更事前届出違反			
施行規則第6条第1項第1号	各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反	警告	20日車	
	① 臨時、偶発的なものと認められるもの	10日車	30日車	
	② 反復、計画的なものと認められるもの	警告	20日車	
第2号	各営業所に配置する運行車の数違反	警告	20日車	
法第9条第3項後段	軽微な事業計画変更の事後届出違反			
施行規則第7条第1項第1号	主たる事務所の名称及び位置の変更違反	警告	20日車	
第2号、第3号	営業所又は荷扱所の名称、位置(利用運送のみに係るもの及び運輸局長が指定する区域内におけるものに限る。)の変更違反	10日車	30日車	
第4号	業務の範囲、保管施設の概要、利用事業者の概要の変更違反	警告	20日車	
法第10条第1項	運送約款認可違反	20日車	60日車	
法第11条	運賃及び料金(個人を対象とするものに限る。)、運送約款等の無掲示、虚偽掲示	10日車	30日車	
法第16条第1項	安全管理規程の設定・届出違反	40日車	120日車	
	① 未設定	20日車	60日車	
	② 届出に係るもの	20日車	60日車	
法第16条第2項	安全管理規程の必要事項設定違反	20日車	60日車	
貨物自動車運送事業安全規則(以下「安全規則」という。)第2条の5	① 一部不適切	30日車	90日車	
	② 大部分不適切	30日車	90日車	
法第16条第3項	安全管理規程の変更命令違反	60日車	許可の取消し	
法第16条第4項	安全統括管理者の選任違反	40日車	120日車	
法第16条第5項	安全統括管理者の選任(解任)の未届出、虚偽届出			
安全規則第2条の7	① 選任(解任)の未届出に係るもの	20日車	60日車	
	② 虚偽の届出に係るもの	40日車	120日車	
法第16条第6項	安全統括管理者の意見に対する尊重義務違反	20日車	60日車	
法第16条第7項	安全統括管理者の解任命令違反	60日車	許可の取消し	
法第17条第1項	過労運転の防止措置義務違反			
安全規則第3条第1項	必要な員数の運転者の確保違反			
第2項	① 常時選任運転者の不足が少数の場合(車両数の20%未満)	警告	20日車	
	② それ以上の場合(車両数の20%以上)	10日車	30日車	
第3項	1 休憩・睡眠施設の整備違反	60日車	180日車	
	2 休憩・睡眠施設の利用違反	警告	20日車	
第4項	1 乗務時間等告示違反			
	① 設定不適切20%未満	警告	20日車	
	② 設定不適切20%以上50%未満	20日車	60日車	
	③ 設定不適切50%以上	30日車	90日車	
	2 乗務時間等告示の遵守違反			
	① 各事項の未遵守計5件以下	警告	20日車	

6. 行政処分・その他

別表

適用条項	違反行為事項	基準日車等		備考
		初回違反	再違反	
	② 各事項の未遵守計6件以上15件以下 ③ 各事項の未遵守計16件以上30件以下 ④ 各事項の未遵守計31件以上(注1)(注2)	20日車 30日車	60日車 90日車	
	(注1) 通達本文5④の適用による。 (注2) 【】書は、運行管理者資格者証の返納命令としての基準である。	【40日車】	初回【再違反】 120日車	2回目以上【累違反】 240日車
第5項 第6項	3 乗務時間等告示なお書きの遵守違反(一運行の勤務時間) 酒酔い・酒気帯び乗務	20日車 100日車	60日車 300日車	
第7項	1 健康状態の把握違反 ① 把握不適切20%未満 ② 把握不適切20%以上50%未満 ③ 把握不適切50%以上 2 疾病・疲労等乗務 3 酒酔い・酒気帯び乗務、薬物等使用乗務	警告 10日車 20日車 80日車 100日車	20日車 30日車 60日車 240日車 300日車	
第8項	交替運転者の配置違反 ① 未配置5件以下 ② 未配置6件以上15件以下 ③ 未配置16件以上	警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車	
法第17条第2項	乗務基準の設定違反 ① 設定事項不足 ② 未設定が運行系統の20%未満 ③ 未設定が運行系統の20%以上50%未満 ④ 未設定が運行系統の50%以上 乗務基準遵守の指導及び監督違反 ① 一部不適切 ② 大部分不適切	警告 10日車 20日車	警告 20日車 30日車 60日車	
	過積載運送の引受け、指示等 1 過積載による運送の引受け ① 過積載の程度が5割未満のもの ② 過積載の程度が5割以上10割未満のもの ③ 過積載の程度が10割以上のもの 2 過積載による運送を前提とした運行計画の作成 3 過積載による運送の指示 過積載運送防止の指導及び監督の怠慢	10日×違反車両数 20日×違反車両数 30日×違反車両数	30日×違反車両数 50日×違反車両数 80日×違反車両数	累違反 60日×違反車両数 100日×違反車両数 160日×違反車両数
安全規則第4条	その他輸送の安全を確保するための遵守事項違反 1 貨物の積載方法違反 2 コンテナの落下防止措置未実施	10日車 20日車 10日車	30日車 60日車 30日車	
法第17条第3項 安全規則第5条	自動車車庫の確保違反 点呼の実施違反(注1)(注2)(注3) ① 未実施率20%未満 (運行管理者による点呼1/3以上) ② 未実施率20%以上50%未満 (運行管理者による点呼1/3以上) ③ 未実施率50%以上 (運行管理者による点呼1/3以上) ④ 未実施率20%未満(注4) (運行管理者による点呼1/3未満) ⑤ 未実施率20%以上50%未満 (運行管理者による点呼1/3未満) ⑥ 未実施率50%以上 (運行管理者による点呼1/3未満)	警告 警告 10日車 20日車 10日車 20日車 30日車	20日車 20日車 30日車 60日車 30日車 60日車 90日車	
第4項	アルコール検知器備え義務違反 検知器の備えなし(注5)	警告 60日車	20日車 180日車	
	(注) 備えなしとは、アルコール検知器が1器も備えられていない場合をいう。			
	アルコール検知器の常時有効保持義務違反(注6)	20日車	60日車	
	(注) 常時有効保持義務違反とは、 ①正常に作動しないアルコール検知器により酒気帯びの有無の確認を行った場合に適用する。 ②正常に作動しないアルコール検知器であることを理由に酒気帯びの有無の確認を怠った場合に適用する。			
第5項	点呼の記録違反 1 記録(注2)(注3) ① 記録なし率20%未満 ② 記録なし率20%以上50%未満 ③ 記録なし率50%以上 2 記載事項等の不備 ① 記載事項等不備率50%未満 ② 記載事項等不備率50%以上 3 記録の改ざん・不実記載 ① 5件以下 ② 6件以上 4 記録の保存(注3) ① 記録保存なし率20%未満 ② 記録保存なし率20%以上50%未満 ③ 記録保存なし率50%以上	警告 10日車 20日車 警告 10日車 10日車 20日車 警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車 10日車 30日車 30日車 60日車 20日車 30日車 60日車	
	(注1) 補助者の要件を満たしていない者が実施した点呼は、実施していないものとみなす。 (注2)			

6. 行政処分・その他

別表

適用条項	違反事項	基準日車等		備考	
		初回違反	再違反		
第8条	「記録なし率」の算出に当たっては、点呼未実施の場合は「記録なし」にも該当することとする。 (注3) 「記録保存なし率」の算出に当たっては、点呼未実施の場合及び点呼記録なしの場合は「記録保存なし」にも該当することとする。 (注4) 点呼未実施率0%(点呼実施率100%)の場合であって、運行管理者による点呼が1/3未満の場合については、初違反を「警告」、再違反を「20日車」とする。 (注5) 備えなしとは、アルコール検知器が1器も備えられていない場合をいう。 (注6) 常時有効保持義務違反とは、 ①正常に作動しないアルコール検知器により酒気帯びの有無の確認を行った場合に適用する。 ②正常に作動しないアルコール検知器であることを理由に酒気帯びの有無の確認を怠った場合に適用する。				
	乗務等の記録違反				
	1 記録(注) ① 記録なし率20%未満 ② 記録なし率20%以上50%未満 ③ 記録なし率50%以上 2 記載事項等の不備 ① 記載事項等不備率50%未満 ② 記載事項等不備率50%以上 3 記録の改ざん・不実記載 ① 5件以下 ② 6件以上 4 記録の保存(注) ① 記録保存なし率20%未満 ② 記録保存なし率20%以上50%未満 ③ 記録保存なし率50%以上	警告 10日車 20日車 警告 10日車 10日車 10日車 20日車 警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車 10日車 30日車 30日車 60日車 20日車 30日車 60日車		
	(注) 「記録保存なし率」の算出に当たっては、乗務記録なしの場合は「記録保存なし」にも該当することとする。				
第9条	「記録保存なし率」の算出に当たっては、乗務記録なしの場合は「記録保存なし」にも該当することとする。 運行記録計による記録違反				
	1 記録(注) ① 記録なし率20%未満 ② 記録なし率20%以上50%未満 ③ 記録なし率50%以上 2 記録の改ざん・不実記録 ① 5件以下 ② 6件以上 3 記録の保存(注) ① 記録保存なし率20%未満 ② 記録保存なし率20%以上50%未満 ③ 記録保存なし率50%以上	警告 10日車 20日車 10日車 20日車 警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車 30日車 60日車 20日車 30日車 60日車		
	(注) 「記録保存なし率」の算出に当たっては、運行記録計による記録なしの場合は「記録保存なし」にも該当することとする。				
	事故の記録の違反				
第9条の2	1 記録(注) ① 記録なし2件以下 ② 記録なし3件以上 2 記録事項の不備 ① 2件以下 ② 3件以上 3 記録の保存(注) ① 記録保存なし2件以下 ② 記録保存なし3件以上	警告 20日車 警告 10日車 10日車 警告 20日車 20日車	20日車 60日車 10日車 30日車 20日車 60日車		
	(注) 「記録保存なし」の算出に当たっては、事故の記録なしの場合は「記録保存なし」にも該当することとする。				
	運行指示書				
	1 作成(注1)(注2)(注3) ① 作成なし率20%未満 ② 作成なし率20%以上50%未満 ③ 作成なし率50%以上 2 記載事項等の不備 ① 15件以下 ② 16件以上 3 運転者に対する指示(注1) ① 指示なし2件以下 ② 指示なし3件以上 4 運行指示書の携行(注2) ① 携行なし2件以下 ② 携行なし3件以上 5 記録の保存(注3) ① 記録保存なし率20%未満 ② 記録保存なし率20%以上50%未満 ③ 記録保存なし率50%以上	警告 10日車 20日車 警告 10日車 警告 20日車 20日車 警告 10日車 10日車 警告 10日車 警告 10日車	20日車 30日車 60日車 警告 30日車 20日車 60日車 20日車 30日車 10日車 20日車 30日車		
(注1) 「指示なし」の算出に当たっては、運行指示書作成なしの場合は「指示なし」にも該当することとする。 (注2) 「携行なし」の算出に当たっては、運行指示書作成なしの場合は「携行なし」にも該当することとする。 (注3) 「記録保存なし率」の算出に当たっては、運行指示書作成なしの場合は「記録保存なし」にも該当することとする。					
第9条の3	「記録保存なし」の算出に当たっては、事故の記録なしの場合は「記録保存なし」にも該当することとする。 運行指示書				
	1 作成(注1)(注2)(注3) ① 作成なし率20%未満 ② 作成なし率20%以上50%未満 ③ 作成なし率50%以上 2 記載事項等の不備	警告 10日車 20日車 警告 10日車	20日車 30日車 60日車 30日車		
	(注1) 「指示なし」の算出に当たっては、運行指示書作成なしの場合は「指示なし」にも該当することとする。 (注2) 「携行なし」の算出に当たっては、運行指示書作成なしの場合は「携行なし」にも該当することとする。 (注3) 「記録保存なし率」の算出に当たっては、運行指示書作成なしの場合は「記録保存なし」にも該当することとする。				
	運転者台帳				
第9条の4	1 作成 ① 作成なし率20%未満 ② 作成なし率20%以上50%未満 ③ 作成なし率50%以上 2 記載事項等の不備	警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車		

6. 行政処分・その他

別表

適用条項	違反事項	基準日車等		備考			
		初回違反	再違反				
第10条第1項	<p>① 記載事項等不備率50%未満 ② 記載事項等不備率50%以上 3 記録の保存 ① 記録保存なし率20%未満 ② 記録保存なし率20%以上50%未満 ③ 記録保存なし率50%以上 「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1366号。以下「指導監督告示」という。)による運転者に対する指導及び監督違反</p> <p>1 「2」「3」「4」以外の違反 ① 一部不適切(指導監督告示の実施状況が2分の1以上である場合) ② 大部分不適切(指導監督告示の実施状況が2分の1未満である場合)</p> <p>2 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合の違反(注1) (1) 事業用自動車の運転者が重大事故等を引き起こした場合 (2) 事業用自動車の運転者が過積載運行又は最高速度違反行為を引き起こした場合であって、事業者が当該違反行為を命じ、又は容認したとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合 (3) 事業用自動車の運転者が過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は救護義務違反を引き起こしたとして、都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合 (4) 事業用自動車の運転者について、乗務時間等告示の各事項の未遵守が計31件以上あった場合 ① 一部不適切(指導監督告示の実施状況が2分の1以上である場合) ② 大部分不適切(指導監督告示の実施状況が2分の1未満である場合)</p> <p>3 最高速度違反行為(道路交通法通知等(2(2)に係るものを除く。))があったものに限る。(注3)(注5)</p> <p>4 駐停車違反、自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(以下「放置駐車違反」という。)その他の道路交通法の違反行為(2(2)及び(3)並びに3の違反を除き、道路交通法通知等があったものに限る。)(注4)(注5)</p>	警告 10日車	10日車 30日車				
		警告 10日	10日車 20日車 30日車				
		警告	20日車				
		20日車	60日車				
				初回 20日車(注2)	2回目以上 60日車		
				初回 60日車	2回目以上 180日車		
				初回	2回目	3回目	4回目以上
				警告	20日車	60日車	180日車
				初回	2回目以上		
				警告	20日車		
	(注1) 通達本文5の適用による。 (注2) 指導監督告示の実施状況が3分の2以上である場合は警告とする。 ただし、事業者が過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、過積載運行若しくは最高速度違反を命じ、又は容認していたとして、都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合を除く。 (注3) ① 都道府県公安委員会から最高速度違反に係る道路交通法第22条の2第2項の規定に基づく協議又は同法第75条第3項(同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく意見聴取(2(2)に係るものを除く。)があった場合には、その違反の事実があった日から過去3年以内に、最高速度違反行為を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない営業所に係るものにあつては、文書による警告を行うものとする。 また、同法第22条の2第2項の規定に基づく協議及び同法第75条第3項(同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく意見聴取がなく、同法第108条の34の規定に基づく通知(2(2)に係るものを除く。)のみがあった場合には、過去1年以内において、同一営業所に係る当該通知件数が3件に達した場合に文書による警告を行うものとする。 ただし、大幅な最高速度違反行為(超過速度が30km/h以上(高速自動車国道及び自動車専用道路においては40km/h以上)のものをいう。以下同じ。)について、道路交通法通知等(2(2)に係るものを除く。)の件数が3件に達した場合にあつては、再違反の基準を適用するものとする。 ② 最高速度違反行為を理由とした行政処分等を行った日から起算して3年以内に、道路交通法通知等により最高速度違反行為が確認され、次の(ア)又は(イ)のいずれかの基準に達した場合には、本処分量定により、先の行政処分等に当たり適用した回数の次の回数の基準日車数を適用して処分するものとする。 ただし、この場合、大型車両(最大積載量5トン以上又は車両総重量8トン以上のものをいう。)にあつては、1つの最高速度違反行為を1.5件として計算するものとする。なお、違反件数の算定に当たっては、先の行政処分等の理由となった最高速度違反行為の件数は加算しないものとする。 (ア) 同一営業所の車両の最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年以内において、10件に達した場合(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車(被けん引自動車の車両数を除く。)(イ)において同じ。))が配置されている場合にあつては、違反件数がその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。 (イ) 同一営業所の車両の大幅な最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年以内において、5件に達した場合(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車(被けん引自動車の車両数を除く。))が配置されている場合にあつては、違反件数がその配置車両数の5%に相当する件数に達した場合とする。 ③ 同一営業所の取扱いについては、通達本文1(2)を準用する。 (注4) ① 都道府県公安委員会から駐車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反行為(2(2)及び(3)並びに3の違反を除く。))に係る同法第75条第3項の規定による意見聴取があつた場合、その違反の事実があつた日から過去1年以内において、次の②による同法違反を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない営業所に係るものにあつては、文書による警告を行うものとする。 また、同法第75条第3項の規定に基づく意見聴取がなく、同法第108条の34の規定に基づく通知(2(2)及び(3)並びに3に係るものを除く。)のみの場合にあつては、過去1年以内において、同一営業所に係る当該通知件数が3件(「駐車違反」、「放置駐車違反行為」、「その他」の区分ごととする。)に達した場合に文書による警告を行うものとする。 ② 駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法上の違反行為(2(2)及び(3)並びに3の違反を除く。))を理由とした文書による警告又は行政処分を行った日の翌日から起算して1年以内に、同一営業所に係る同違反行為件数の総和が、過去1年以内において10件(「駐車違反」、「放置駐車違反」、「その他」の区分ごととする。)に達した場合には、本処分量定による2回目以上の基準を適用するものとする。ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車(被けん引自動車の車両数を除く。))が存する場合にあつては、違反行為件数がその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。 なお、違反件数の算定に当たっては、先の行政処分等の理由となった違反行為の最後のものの次の違反行為から起算するものとする。 ③ 放置駐車違反について道路交通法の車両の使用制限処分があつた場合、この基準の適用に当たっては、当該車両使用制限処						

6. 行政処分・その他

別表

適用条項	違反行為事項	基準日車等		備考
		初回違反	再違反	
	<p>分を法の自動車等の使用停止処分とみなすものとする。</p> <p>④ 同一営業所の取扱いについては、通達本文1(2)を準用する。</p> <p>(注5) 3及び4の違反行為は、局長通達2(3)の「最高速度違反行為その他の別に定める違反行為」として、別途個別に処分するものとする。</p>			
	<p>運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存</p> <p>1 記録(注1)</p> <p>① 記録なし率実施回数に対して20%未満 ② 記録なし率実施回数に対して20%以上50%未満 ③ 記録なし率実施回数に対して50%以上</p> <p>2 記載事項等の不備</p> <p>① 記載事項等不備率50%未満 ② 記載事項等不備率50%以上</p> <p>3 記録の改ざん・不実記録</p> <p>① 5件以下 ② 6件以上</p> <p>4 記録の保存(注2)</p> <p>① 記録保存なし率20%未満 ② 記録保存なし率20%以上50%未満 ③ 記録保存なし率50%以上</p>	<p>警告 10日車 20日車</p> <p>警告 10日車</p> <p>10日車 20日車</p> <p>警告 10日車 20日車</p>	<p>20日車 30日車 60日車</p> <p>10日車 30日車</p> <p>30日車 60日車</p> <p>20日車 30日車 60日車</p>	
	<p>(注1) 「記録なし率」の算出に当たっては、指導及び監督未実施の場合は「記録なし」にも該当することとする。</p> <p>(注2) 「記録保存なし率」の算出に当たっては、指導及び監督未実施の場合並びに指導及び監督記録なしの場合は「記録保存なし」にも該当することとする。</p>			
第10条第2項	<p>指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反</p> <p>1 特別な指導の実施状況(注1)</p> <p>① 一部不適切 ② 大部分不適切</p> <p>2 運転適性診断の受診状況</p> <p>I 死亡事故等惹起運転者 運転適性診断の未受診</p> <p>II 初任運転者</p> <p>① 未受診率50%未満 ② 未受診率50%以上</p> <p>III 高齢運転者</p> <p>① 未受診率50%未満 ② 未受診率50%以上</p>	<p>警告 20日車</p> <p>20日車</p> <p>警告 10日車</p> <p>警告 10日車</p>	<p>20日車 60日車</p> <p>60日車</p> <p>20日車 30日車</p> <p>20日車 30日車</p>	
	<p>(注1) ①の一部不適切は、指導監督告示の実施状況が2分の1以上である場合をいい、②の大部分不適切は、2分の1未満である場合をいう。</p>			
第10条第6項	<p>非常信号用具等の取扱指導違反</p> <p>① 一部不適切 ② 大部分不適切</p>	<p>口頭注意 警告</p>	<p>警告 10日車</p>	
第10条第7項	<p>「貨物自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置」(平成18年国土交通省告示第1092号。以下「従業員に対する指導監督告示」という。)による全従業員に対する指導及び監督違反</p> <p>① 一部不適切(従業員に対する指導監督告示の実施状況が2分の1以上である場合) ② 大部分不適切(従業員に対する指導監督告示の実施状況が2分の1未満である場合)</p>	<p>警告 20日車</p>	<p>20日車 60日車</p>	
第11条 第12条	<p>異常気象時等における措置違反 安全の確保のための服務規律違反</p> <p>① 一部不適切 ② 大部分不適切 ③ 定めなし</p>	<p>警告 口頭注意 警告 警告</p>	<p>20日車 警告 10日車 20日車</p>	
第13条本文関係 (道路運送車両法(以下「車両法」という。))第40~43条、第47条)	<p>点検整備違反 整備不良車両等</p> <p>① 整備不良のもの(当日の日常点検時に降に灯火不良になったもの等、偶発的・突発的なものを除く) ② 不正改造のもの(速度抑制装置又は速度制限(NR)装置の機能不良を故意に放置したものを含める。) ③ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法不適合車両を使用</p>		<p>累違反</p> <p>10日×違反車両数 30日×違反車両数 60日×違反車両数</p> <p>20日×違反車両数 60日×違反車両数 120日×違反車両数</p> <p>20日×違反車両数 60日×違反車両数 120日×違反車両数</p>	
(車両法第47条の2)	<p>日常点検の未実施(1台の車両の1月の未実施回数)</p> <p>① 未実施回数6回未満 ② 未実施回数6回以上15回未満 ③ 未実施回数15回以上</p>	<p>警告 3日×違反車両数 5日×違反車両数</p>	<p>5日×違反車両数 9日×違反車両数 15日×違反車両数</p>	
(車両法第50条第1項)	<p>整備管理者の選任違反</p> <p>① 無資格選任 ② 選任なし</p>	<p>40日車 40日車 10日車</p>	<p>120日車 120日車 30日車</p>	
(車両法第50条第2項) (車両法第52条)	<p>整備管理者に対する権限付与義務違反 整備管理者の選任(解任)の未届出、虚偽届出</p> <p>① 選任(解任)の未届出に係るもの ② 虚偽の届出に係るもの</p>	<p>10日車 40日車 40日車</p>	<p>30日車 120日車 120日車</p>	
(車両法第53条) (車両法第58条第1項) 第13条本文関係、第1号	<p>整備管理者の解任命令違反 無車検運行 定期点検整備等の未実施</p>	<p>40日車 60日×違反車両数</p>	<p>120日車 120日車</p> <p>180日×違反車両数</p>	

6. 行政処分・その他

別表

適用条項	違反行為事項	基準日車等		備考
		初回違反	再違反	
(車両法第48条)	1 定期点検整備等(注1)の未実施(1台の車両の1年間の未実施回数) ① 未実施1回 ② 未実施2回 ③ 未実施3回以上 2 12月点検整備の未実施(注2)	警告 5日×違反車両数 10日×違反車両数	5日×違反車両数 15日×違反車両数 30日×違反車両数	
	(注1) 12月点検整備を除く。ただし、自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を含める。 (注2) 自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を除く。			
第13条本文関係、第2号 (車両法第49条)	点検整備記録簿等の記載違反等 1 記載(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿) ① 未記載・記載不適切3枚以下 ② 未記載・記載不適切4枚 2 記録の改ざん・不実記載 ① 改ざん・不実記載2枚以下 ② 改ざん・不実記載3枚以上 3 記録の保存 ① 保存なし3枚以下 ② 保存なし4枚	警告 3日×違反車両数 5日×違反車両数 10日×違反車両数 警告 3日×違反車両数	5日×違反車両数 9日×違反車両数 15日×違反車両数 30日×違反車両数 5日×違反車両数 9日×違反車両数	
第14条 第15条	点検等のための施設の不備 整備管理者の研修受講義務違反 ① 1回未受講 ② 2回以上未受講	警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車	
第21条第1項、第2項	運行管理規程の制定違反 ① 不適切項目数5件以下 ② 不適切項目数6件以上15件以下 ③ 不適切項目数16件以上 ④ 未制定	警告 10日車 20日車 30日車	20日車 30日車 60日車 90日車	
第22条	運行管理者に対する指導及び監督違反 ① 一部不適切 ② 大部分不適切	10日車 20日車	30日車 60日車	
第23条第1項	1 死亡事故等に責任のある運行管理者及び統括運行管理者の研修受講義務違反 ① 1回未受講 ② 2回以上未受講 2 運行管理者の研修受講義務違反 ① 1回未受講 ② 2回以上未受講	20日車 30日車 10日車 20日車	60日車 90日車 30日車 60日車	
法第18条第1項 安全規則第18条第1項	運行管理者の選任違反(注) ① 管理者数の不足 ② 選任なし	20日車 40日車	60日車 120日車	
	(注) 選任している運行管理者が、1月の間、不在となっている場合を含む。			
第2項 第3項	統括運行管理者の選任違反 補助者の要件違反	20日車 警告	60日車 20日車	
法第18条第3項 安全規則第19条	運行管理者の選任(解任)の未届出、虚偽届出 ① 選任(解任)の未届出に係るもの ② 虚偽の届出に係るもの	10日車 40日車	30日車 120日車	
法第22条第2項	運行管理者に対する権限付与義務違反	10日車	30日車	
第3項	運行管理者の助言に対する尊重義務違反	警告	20日車	
法第22条の2	輸送の安全の確保を阻害する行為の禁止違反	実運送を行った事業者に適用される基準		
法第23条	輸送の安全確保の命令違反 ① 改善報告の未提出 ② 虚偽の報告又は改善報告遵守違反	60日車 60日車	許可の取消し 180日車	
法第24条	事故の未報告、虚偽報告 1 報告規則第2条第3号に規定する事故を引き起こしたものの ① 1件 ② 2件以上 2 報告規則第2条第1号、2号又は第4号から第15号までに規定する事故を引き起こしたものの ① 1件 ② 2件以上	20日車 40日車 10日車 20日車	60日車 120日車 30日車 60日車	
法第24条の3	輸送の安全にかかわる情報の公表違反 ① 一部不適切(公表の実施状況が2分の1以上である場合) ② 大部分不適切(公表の実施状況が2分の1未満である場合) ③ 未公表	警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車	
法第25条 第1項	公衆の利便の阻害行為等 不当な運送条件による要求等公衆の利便の阻害	10日車	30日車	
第2項	事業の健全な発達を阻害する競争			

6. 行政処分・その他

別表

適用条項	違反行為事項	基準日車等		備考
		初回違反	再違反	
	1 営業類似違法行為を行う自家用貨物自動車の利用 ① 臨時、偶発的なものと認められるもの ② 反復、計画的なものと認められるもの 2 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(注1) ① 一部未加入のもの ② 全て未加入のもの 3 最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額より低い賃金の支払い(注2) ① 一部の運転者への支払い ② 全ての運転者への支払い 4 その他(別に定められるものを除く。) (注1) ①「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険をいう。 ②「社会保険等に未加入」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険のいずれかの未加入をいう。 (注2) 「最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額」とは、地域別最低賃金額又は特定(産業別)最低賃金額(両者が適用される場合は、そのうち高い方の最低賃金額)をいう。	20日×違反車両数 40日×違反車両数	60日×違反車両数 120日×違反車両数	
第3項	特定荷主に対する不当な差別的取扱い	警告	20日車	
第4項	公衆の利便の阻害行為等の停止命令違反	60日車	許可の取消し	
法第26条	事業改善の命令違反 ① 改善報告の未提出 ② 虚偽の報告又は改善報告遵守違反	60日車 60日車	許可の取消し 180日車	
法第27条第1項、第2項	名義貸し、事業の貸渡し等 ① 臨時、偶発的なものと認められるもの ② 反復、計画的なものと認められるもの	30日×違反車両数 60日×違反車両数	90日×違反車両数 許可の取消し	
法第29条第1項	無許可の業務の管理の受委託	60日車	180日車	
法第30条第1項、第2項	事業の無認可譲渡・譲受、法人の無認可合併	20日車	60日車	
法第32条	事業の無届出休止・廃止 ① 所在不明事業者であって、相当の期間事業を行っていないと認められるもの ② その他	許可の取消し 10日車	30日車	
法第33条第1項第1号	自動車等の使用停止又は事業停止命令違反	許可の取消し	—	
法第34条第1項	自動車検査証返納又は登録番号標領置命令違反	許可の取消し	—	
法第34条第3項	返付自動車登録番号標の封印取付け義務違反	10日車	30日車	
法第39条の2第3項	地方実施機関からの資料提出等について拒んだ場合	警告	20日車	
法第39条の3第2項	地方実施機関からの適正化事業のための資料提出等について拒んだ場合	警告	20日車	
法第59条第1項	許可条件違反 1 運輸開始期限違反 2 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(注) ① 一部未加入のもの ② 全て未加入のもの 3 その他の条件違反 (注) ①「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険をいう。 ②「社会保険等に未加入」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険のいずれかの未加入をいう。	警告 10日車 30日車 30日車	許可の取消し 30日車 90日車 90日車	
法第60条第1項	報告義務違反	10日車	30日車	
法第60条第4項	検査拒否、虚偽の陳述	60日車	許可の取消し	
施行規則第44条第1項第1号	運輸開始の未届出	勧告	10日車	
第2号	事業の譲渡し、譲受け、法人の合併終了の未届出	勧告	10日車	
第3号	休止事業の再開未届出	勧告	10日車	
第4号	法第8条第2項、第23条、第25条、第26条の各命令を実施した旨の未届出	警告	20日車	
第5号	事業者の氏名、名称、住所の変更の未届出	勧告	10日車	
第6号	事業者たる法人の役員、社員の変更の未届出	勧告	10日車	
道路運送法第83条	有償旅客運送の禁止 ① 道路運送法第4条違反(反復、計画的なものと認められるもの) ② 道路運送法第83条違反(臨時、偶発的なものと認められるもの)	60日×違反車両数 40日×違反車両数	許可の取消し 120日×違反車両数	
道路運送法第84条	運送命令の違反	60日車	許可の取消し	
道路運送法第95条 道路運送法施行規則第65条	自動車に関する表示義務違反 ① 表示なし20%未満 ② 表示なし20%以上50%未満 ③ 表示なし50%以上	勧告 警告 10日車	警告 20日車 30日車	